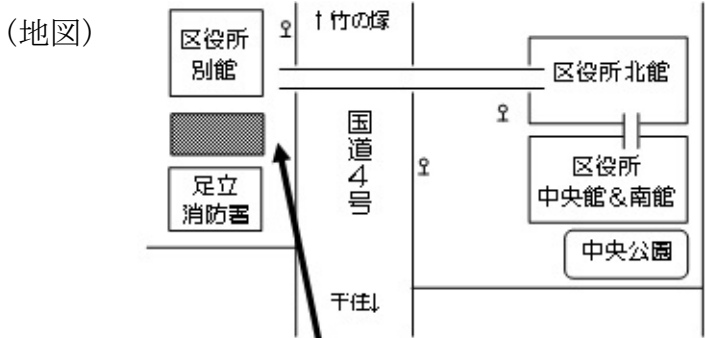


件名	「基幹地域包括支援センター」の移転について
所管部課	福祉部 地域包括ケア推進課
内容	<p>基幹地域包括支援センターについて、以下のとおり事務所の移転を行うことになったので報告する。</p> <p>1 移転先住所 足立区梅島二丁目1番20号 NTTビル</p> <p>(地図)</p>  <p style="text-align: center;">基幹地域包括支援センター</p> <p>2 開設予定 2019年5月7日</p> <p>3 運営委託法人 足立区社会福祉協議会</p> <p>4 担当地域 梅島、中央本町一丁目、島根</p> <p>5 現住所 足立区梅島三丁目28番8号 (こども支援センターげんき内)</p> <p>6 電話番号・FAX番号 変更なし (参考) 電話03-5681-3373 FAX03-5681-3374</p> <p>7 PR方法 ・区ホームページに掲載 ・あだち広報4月10日号に掲載 ・地域包括支援センター等で案内チラシを配布</p> <p>8 その他 現在、併設されているヘルパーステーションについては、移転先を検討中。</p>

件名	(仮称) 医療的ケア児ネットワーク協議会の設置について
所管部課	福祉部 障がい福祉課
内容	<p>足立区第1期障がい児福祉計画に基づき、関係機関が医療的ケア児の支援について連携を図るための協議会について、以下のとおり設置することとしたので報告する。</p> <p>1 名称 (仮称) 医療的ケア児ネットワーク協議会</p> <p>2 協議内容 (1) 医療的ケア児の実態把握 (2) 医療的ケア児に対する各事業所・部門での課題と取り組みの情報共有 (3) 国や都の医療的ケア児及び家族に対する支援の現状と、方向性の共有 (4) 足立区の医療的ケア児及び家族に対する支援に関する意見聴取等</p> <p>3 委員の構成 学識経験者、医療機関、医療・保健・福祉関連機関、学校、家族会、庁内関連部署等で委員を構成する(25名程度)。</p> <p>4 スケジュール予定 (1) 平成31年1月：第1回庁内検討会開催 (2) 平成31年3月：第2回庁内検討会開催 (3) 2019年6月：第1回医療的ケア児ネットワーク協議会開催 ※ 庁内検討会は、医療的ケア児ネットワーク協議会に統合し、年2回程度の開催を予定している。</p>

件名	足立区障がい福祉センターあり方検討委員会の検討状況について																							
所管部課	政策経営部 障がい福祉センター見直し担当課																							
内容	<p>障がい福祉センターで発生した職員による心理的虐待案件を受け、虐待の再発防止、各事業の適正な実施の確保及びセンターのあり方を検討するために、区長の附属機関として、足立区障がい福祉センターあり方検討委員会を設置した。これまでの検討状況を報告する。</p> <p>1 検討委員（敬称略）7名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小澤 温</td> <td>筑波大大学院人間総合科学研究科・生涯発達専攻 教授</td> </tr> <tr> <td>石渡 和実</td> <td>東洋英和女学院大学 人間科学部人間福祉学科 教授</td> </tr> <tr> <td>西 美友加</td> <td>弁護士法人西国際法律事務所 代表弁護士</td> </tr> <tr> <td>太田 正明</td> <td>東京都立南花畑学園特別支援学校（仮称）開設準備室 校長</td> </tr> <tr> <td>岡本 正久</td> <td>社会福祉法人あだちの里 常務理事</td> </tr> <tr> <td>酒井 紀幸</td> <td>社会福祉法人あいのわ福祉会 足立あかしあ園 施設長</td> </tr> <tr> <td>酒井 康年</td> <td>社会福祉法人からしだね うめだ・あけぼの学園 副園長</td> </tr> </tbody> </table> <p>（委員長は小澤温教授、副委員長は石渡和実教授）</p> <p>2 開催状況と検討内容</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1回 10月24日（水）</td> <td>虐待事案の検証と生活体験係及び障がい福祉センターの課題整理</td> </tr> <tr> <td>第2回 11月13日（火）</td> <td>生活体験係における課題解決とその検証方法について</td> </tr> <tr> <td>第3回 12月26日（水）</td> <td>生活体験係業務改善提言（案）と障がい福祉センター全体の課題について</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 これまでの検討状況</p> <p>（1）法的調査報告書による是正措置事項と、虐待事案検証から明らかになった課題を、「職員個人に関する事項」と「組織に関する事項」に整理し、再発防止と支援の質の向上について検討・議論した。</p> <p>【個人】専門性、障がい福祉に関する考え方・人権意識 【組織】報告・評価の客観化、横連携の強化、外部評価、人事配置</p> <p>（2）「個人より組織」「生活体験係だけでなく組織全体、ひいては区の障がい福祉施策」の課題とすべき意見が多かった。</p> <p>（3）検討当初は12月を目途に、生活体験係の改善提言をまとめる予定であったが、引き続き個別課題と全体課題との関係性を意識しながら検討し、年度内に業務改善事項をまとめて提言することとした。</p>		氏名	所属	小澤 温	筑波大大学院人間総合科学研究科・生涯発達専攻 教授	石渡 和実	東洋英和女学院大学 人間科学部人間福祉学科 教授	西 美友加	弁護士法人西国際法律事務所 代表弁護士	太田 正明	東京都立南花畑学園特別支援学校（仮称）開設準備室 校長	岡本 正久	社会福祉法人あだちの里 常務理事	酒井 紀幸	社会福祉法人あいのわ福祉会 足立あかしあ園 施設長	酒井 康年	社会福祉法人からしだね うめだ・あけぼの学園 副園長	第1回 10月24日（水）	虐待事案の検証と生活体験係及び障がい福祉センターの課題整理	第2回 11月13日（火）	生活体験係における課題解決とその検証方法について	第3回 12月26日（水）	生活体験係業務改善提言（案）と障がい福祉センター全体の課題について
	氏名	所属																						
	小澤 温	筑波大大学院人間総合科学研究科・生涯発達専攻 教授																						
	石渡 和実	東洋英和女学院大学 人間科学部人間福祉学科 教授																						
	西 美友加	弁護士法人西国際法律事務所 代表弁護士																						
	太田 正明	東京都立南花畑学園特別支援学校（仮称）開設準備室 校長																						
	岡本 正久	社会福祉法人あだちの里 常務理事																						
	酒井 紀幸	社会福祉法人あいのわ福祉会 足立あかしあ園 施設長																						
	酒井 康年	社会福祉法人からしだね うめだ・あけぼの学園 副園長																						
	第1回 10月24日（水）	虐待事案の検証と生活体験係及び障がい福祉センターの課題整理																						
第2回 11月13日（火）	生活体験係における課題解決とその検証方法について																							
第3回 12月26日（水）	生活体験係業務改善提言（案）と障がい福祉センター全体の課題について																							

4 生活体験係業務改善の課題と改善策

(1) 職員個人に関する事項

- ① 重度障がい者支援に関する研修受講の機会が少なかった。
⇒ 外部で実施されている強度行動障がい対応や意思疎通支援等の専門研修を積極的に受講し、専門性や人権意識の向上を図る。
- ② 支援の方法等について先輩職員に質問はできても、意見が言いにくい雰囲気があった。
⇒ 支援に関するスーパーバイズを内外から受け入れる体制が必要。

(2) 組織に関する事項

- ① 利用者の課題に関して、職員が一方向的に設定していた部分がある。
⇒ 当事者・保護者の意見も取り入れ、当事者主体の課題を設定する。
- ② 係内での検討を重視するあまり、支援の幅が狭くなっていた。
⇒ 他職種が関わるチームアプローチを実践し、横連携を強化する。
- ③ 係職員の男女比の確保およびサービス管理責任者養成に必要な経験年数が必要なことから、人事異動が硬直化し、毎年新規採用者が同一係に配属される状況にあった。
⇒ 他職場経験年数などのバランスのとれた人員配置が必要である。
- ④ 所長・係長・サービス管理責任者の役割分担が不明確で、レポートラインが確立していなかった。
⇒ それぞれの役割を明確化して、縦ラインを再構築する。
- ⑤ 重度重複障がい者や医療的ケアが必要な障がい者の直接処遇に従事する専門職は、適性及び長年の実務経験が必要となるので、一律の異動基準には馴染まない。
⇒ 区の人材育成方針を確立し、処遇現場を重視し人材を配置する。
- ⑥ 指導検査・第三者評価など外部の目が入る機会が少なかった。
⇒ 改善状況の確認と再発防止のためのモニタリングが実施できる体制をつくる。